

2024年度「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」 公募要領（学部）

1. 目的

本事業は、海外から我が国の大学に留学する学生を国費外国人留学生として優先的に配置することにより、各大学において優秀な留学生を獲得する仕組みの構築を促すことを目的とする。

各大学では、国・地域、留学生のニーズを把握し、特色ある教育研究サービス等を戦略的に提供するとともに、学生の募集・採用からフォローアップまでのケアを実効的に行う体制を構築することが求められる。

本事業により、各大学における留学生獲得戦略と受入体制の強化が図られ、ひいては我が国の留学生の受け入れの拡大と高等教育における国際競争力の強化を目指す。

2. プログラムの募集分野、申請者、申請可能件数及び審査区分

（1）募集分野

申請プログラムの研究分野を、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（令和5年5月）のP17（Ⅲ 地域・分野等の戦略の在り方 1. 基本的考え方

（3）分野にかかる基本的考え方）を参照の上、(1)から(17)の分野のいずれかを選択すること。（下記URL参照）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405546_00005.htm

【分野選択】

① 国際的に共通する重要な課題が生じており、持続可能な開発目標（SDGs）関連分野など、解決に当たって国境を超えた協働が求められる地球規模課題においては、日本が課題解決において主導的立場で取り組むために留学生交流の推進の促進が望まれる分野（学術上及び外交・経済政策上のプレゼンス向上）

(1)環境、(2)農学、(3)工学、(4)保健、(5)社会科学

② 科学技術の観点から、国際的な頭脳循環のネットワークへの参画が特に望まれる分野

(6)バイオ、(7)AI・情報、(8)マテリアル、(9)半導体、(10)エネルギー、(11)量子、(12)通信、(13)健康医療

③ 日本の経済社会の構造変革や持続的成長、イノベーションの推進において特に振興が求められる分野

(14)文理融合、(15)工学、(16)DX、(17)STEAM

なお、「（3）分野にかかる基本的考え方」の②に記載されている科学技術政策の変化に応じて柔軟に対応すべき分野については、今年度は①から③に含まれている

ため別途、分野の追加・変更は行わない。

(2) 申請者

国公私立大学を対象とする。

(3) 申請可能件数

申請は各大学1件までとする。ただし、1大学あたり特別プログラムの優先配置人数※は学部・大学院合わせて50名を上限とする。すでに優先配置人数が50名を超えており、または2024年度特別プログラム採択後に優先配置人数が50名を超える場合は、申請時に既に採択されている特別プログラムの優先配置人数を一部減らす(50名以内とする)ことを前提に、2024年度特別プログラムに申請することが可能。

(※優先配置人数とは、2022年度、2023年度に採択された特別プログラム及び、2024年度申請予定の特別プログラムにかかる人数の合計)

例 2022年度 優先配置枠数8名×2プログラム=16名

2023年度 優先配置枠数5名×2プログラム=10名

26名

※2024年度申請の特別プログラムに係る優先配置人数は50名-26名=24名が上限となる。

なお、複数大学共同プログラムについては、申請大学のみではなく、それぞれの大学で1件として取り扱うこと(※ただし、申請大学のみが優先配置枠を希望して申請する場合については、連携大学の申請件数にはカウントしないこととする)。

また、一法人が複数大学を有する場合は法人ごとではなく、大学ごとに申請可能件数を計上する。

さらに、複数大学が2024年度に統合を予定している場合について、今回の申請における上記申請可能件数及び優先配置人数の上限は、統合前の各大学ごとに計算した数の合計とする。

(4) 審査区分

以下の区分に応じ、審査委員会にて審査する。申請者は申請プログラムの審査を希望する区分を1つ選択すること。

- ① 総合系
- ② 人文社会系
- ③ 理工系
- ④ 生物系

3. 募集条件等

(1) 対象となるプログラム

我が国の国公立大学の大学が実施する、「留学生の募集・採用からフォローアップまでのケアを実効的に行う体制が構築でき、留学生獲得戦略と受入体制が強化される」プログラム（2022年度、2023年度に採択されたプログラムで2025年度に優先配置人数（枠）を有するプログラムは応募対象外）

(2) プログラム要件

本事業で対象とするプログラムは、「3. (1) 対象となるプログラム」の大学・複数大学において実施する、優秀な留学生にとって魅力があるプログラムのうち以下①～⑤の要件を満たすものとする。なお、申請するプログラムで想定される受入れ留学生は、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（令和5年5月）における外国人留学生受け入れの意義・目的を踏まえたものとなるよう留意すること。

① 取組単位

大学の学科単位以上での取組であること（教員個人の取組は対象外）。

② 受入時期

2025年4月、9月又は10月から受入開始可能なプログラムであること
(それ以外の時期から開始するプログラムは対象外)。

③ 教育課程

次のいずれかの正規課程で受け入れるプログラムであること。

I. 学士課程

II. 予備教育及び学士課程

※IIの予備教育課程は1年以内(予備教育(ファウンデーション・プログラム)
は非正規課程でも可)。

※申請後の変更は不可。

※修業年限が異なる課程を組み合わせて一つのプログラムとすることは出来ない。

④ プログラム要素

次のI～Vのすべての要素を含むプログラムであること。

I. 留学生の教育・研究に資するもの

II. プログラム実施主体（大学、学部等）全体のグローバル化に資するもの

III. 優秀な留学生の獲得から就職・フォローアップに至るまで一貫した対応が出来る仕組みがあるもの

IV. 私費外国人留学生等を継続的に獲得することができるもの

V. プログラム実施体制が確立されているもの

⑤ 実施主体の要件

申請大学もしくは申請プログラムが次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する場合は、プログラムの申請要件外となるので注意すること。

- I. 申請大学が2022年1～12月及び2023年1～12月の2年間、大学に在籍する外国人留学生総数の5%、又は10名のいずれか少ない数を超える不法残留者が生じている場合。
- II. 申請プログラムが優先配置枠数と同数以上の私費留学生を獲得するプログラムとして計画されていない場合。
- III. 申請時に1大学あたり特別プログラムの優先配置人数が50名を超えており、申請時に既に採択されている特別プログラムの優先配置人数を一部減らす（50名以内とする）ことが前提となっていない場合。

※ 修学中の学業成績基準

当該プログラムの大学推薦（特別枠）で採用された留学生に対しては、応募基準である「学業成績係数2.3以上」又はこれと同等以上であって大学が定める成績基準を修学中の学業成績基準として設定すること。なお大学が定める基準とは学業成績係数2.3を上回るもしくは係数の算出ができず別途成績基準を設定する場合に適用するものとする。係数が算出できない場合は当該基準が「学業成績係数2.3以上」であることを示す資料を添付すること。これらの基準については国費外国人留学生に遗漏なく周知すること。

(3) プログラム責任者等

①プログラム責任者

各プログラムの責任者は機関の長とし、プログラム全体の責任を負う。

②プログラムディレクター

各プログラムにはプログラムの進捗状況管理を行う者としてプログラムディレクターを置き、原則、プログラム実施学部の長をもって充てる。ただし、プログラムの性質上他にふさわしい者がいる場合はこの限りではない。

(4) 対象国・地域

「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（令和5年5月）で整理されている戦略にかかる地域のうち、当該プログラムで外国人留学生の獲得が最も期待される地域を指定すること。（国と地域の対応については近日中に大学宛てにe-mailにて通知する）

また、当該地域からの受入留学生目標数を設定すること。

※1 地域に絞ることができない場合は複数の地域を選ぶことも可能とするが、その場合は選択した複数の地域を指定地域とすることへの具体的な理由・説明が必要となることに留意すること。

(5) 優先配置枠数

各プログラムの優先配置枠数は申請者が希望する人数（3～8人）とし、各年度における新規推薦者^{*}に使用される。

（※従来は新規渡日者に限定して優先配置枠を付与していたが、優秀な留学生獲得の観点から、2023年度採択分より、試験的に優先配置枠の一部について国内からの推薦も可能としている。）

(6) 優先配置期間

優先配置を行う期間は、プログラム採択年度の翌年度から3年間とする（2025年度渡日～2027年度渡日）。

(7) 優先配置による留学生

優先配置による留学生は、国費外国人留学生の大学推薦（特別枠）として募集を行う。なお、推薦方法・奨学金支給期間等については大学推薦（一般枠）に準じる（ただし、非正規生での採用は、3(2)③Ⅱ. ファウンデーション・プログラムで受け入れる場合を除き不可。3(2)③Ⅱ. については当該非正規生課程期間中（1年以内）についても奨学金を支給する）。

(8) 実績報告

優先配置期間終了後、優先配置枠の採用実績、私費外国人留学生等の採用実績、プログラム修了者の学業成績・研究業績・学位取得状況・卒業後の進路等及び当初のプログラム目標に対する成果等について報告すること。

4. 審査方法

別添の審査要項に基づき、文部科学省に設置される「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム審査委員会」において行う。

審査方式は書面審査により、必要に応じてヒアリングを実施する。

5. 採択予定件数

「2. (1) 募集分野」(1)～(17)を合わせて4～7件程度（採択件数については、各大学の優先配置希望枠数の状況等に応じて変動することがある）のプログラムを採択予定。

6. 申請方法

(1) 提出書類

本事業の目的等を十分理解のうえ、所定の様式にて提出書（様式1）、申請書（様式2）、申請基本データ（様式3）を作成し、学長名義で高等教育局長宛に提出すること。

なお、本公募に関する申請書類等は文部科学省のホームページに掲載する。（近日掲載予定）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

(2) 提出方法

提出書類は、電子メールにより下記まで提出すること。詳細については文部科学省ホームページに後日掲載する「提出方法」を必ず参照すること。

○提出期間（e-mail）：2024年8月16日（金）～8月21日（水）必着

○提出先：後日電子メールにて通知する。

※持込みによる提出は受け付けない。

(3) その他

提出された申請書等の差し替え及び訂正は認めない。また、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合は審査対象としない。

7. 採択結果の通知・公表

(1) 採択結果の通知

応募のあったプログラムの大学長宛てに結果（採択・不採択）を通知する。

(2) 採択結果の公表

採択結果については、文部科学省ホームページでの公表を予定している。

8. 今後のスケジュール（予定）

○採択結果（採択・不採択）通知およびヒアリング対象プログラムに対するヒアリング実施通知	2024年10月下旬
○ヒアリング実施期間	2024年11月上旬
○ヒアリング対象プログラムに対する結果通知	2024年11月中～下旬
○2025年度国費外国人留学生（大学推薦（特別枠））募集通知	2024年11月中

9. 本事業の実施期間における制度の運用について

採択されたプログラムに対して各大学が優先配置枠内において推薦する留学生は、大学推薦（特別枠）の要件上不備がない限り国費外国人留学生として採用する。その

ため、各プログラムの入学許可をもって国費外国人留学生の採用内定として差し支えない。

10. 参考リンク

- 「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会 とりまとめ」（令和5年5月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405546_00005.htm